

宮城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって負債の償還が困難となっている農業者の償還負担の軽減を図るため、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付けるガイドライン第2の3に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）が行う本資金の貸付けに要する経費について、当該融資機関に対し、予算の範囲内で宮城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、ガイドライン及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給率)

第2 本資金の利子補給率は、ガイドライン第3の2(1)による国の連絡を受けて県が作成する「農業近代化資金等の金利一覧表」のとおりとする。

(交付の申請等)

第3 規則第3条第1項の規定による利子補給金の交付申請は、別記様式第1号により宮城県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約（以下「契約」という。）を誘引することにより行い、かつ、規則第4条第1項の規定による交付決定は、契約の締結によるものとする。

2 前項の契約に際し、知事に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 最近年次の業務報告書
- (2) その他知事が特に必要と認めるもの

(利子補給金の額)

第4 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における本資金につき、第2に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（365日）で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第2号によるものとし、上期に係るものについては7月31日まで、下期に係るものについては翌年1月31日までに、利子補給金算出明細書（別記様式第3号）を添付して知事に提出するものとする。

(利子補給金の交付方法)

第6 利子補給金は、上期・下期それぞれにおいて、規則第13条に規定する額の確定後に交付するものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第7 県は、県の利子補給に係る本資金について、借受者が次に掲げる事項に該当することとなった場合、これ以降融資機関に対する当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入れを辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を本来の目的以外に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 県は、融資機関の責めに帰すべき事由により、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第8 融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本資金制度の円滑な運営に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月23日から施行し、平成13年度予算に係る利子補給金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。